

松戸市次世代育成支援行動計画

【後期計画】

こどもと地域とみんなの未来

素案

平成22年2月

松戸市

■ 目次 ■

第1章 計画策定の趣旨

- 1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2節 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画策定の背景

- 1節 松戸市の位置と人口・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2節 今後の人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3節 子どもを取り巻く環境の変化・・・・・・・・ 7

第3章 市民意識調査の概要・・・・・・・・・・ 9

第4章 前期計画の達成状況・・・・・・・・・・ 11

第5章 行動計画の理念と方向

- 1節 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2節 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

■ 目次 ■

第6章 実施計画	19
----------	----

第7章 基本事業の目標量	105
--------------	-----

第8章 計画の推進体制	107
-------------	-----

資料編

I 行動計画策定経過	109
------------	-----

II 松戸市次世代育成支援市民会議設置要綱	111
-----------------------	-----

III 松戸市次世代育成支援市民会議委員名簿	112
------------------------	-----

IV 松戸市次世代育成支援ワーキングチーム名簿	113
-------------------------	-----

実施事業一覧表

第1章 計画策定の趣旨

1節 計画策定の趣旨

■平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」(平成26年度までの時限立法)の制定により、地方公共団体に平成17年度を初年度とする次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が義務づけられました。

■これを受けて、松戸市では「次世代育成支援行動計画(前期計画)」(平成17年～21年度)を策定し、次代を担う子どもと地域の未来について施策の推進を図りました。この度、後期計画を策定し、平成22年度より施行します。

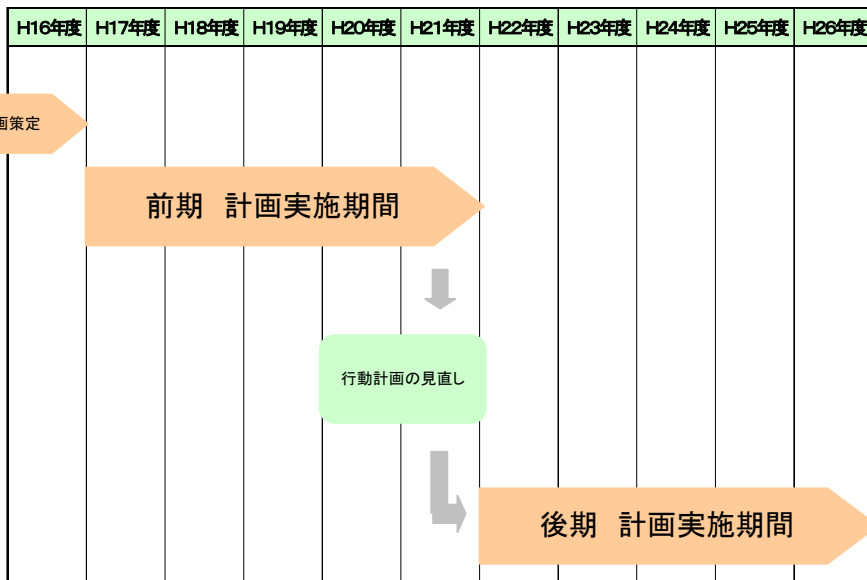
■「次世代育成支援行動計画(後期計画)」は、「松戸市子ども育成計画」(平成10年～22年度)の基本的な方向性を継承しつつ、ニーズや社会環境の変化を踏まえて後期計画の体系の見直しを行い、計画を策定しています。

2節 計画の概要

【計画期間】

前期計画 平成17年度～平成21年度 5年計画

後期計画 平成22年度～平成26年度 5年計画



【計画の対象】

本計画の対象となる市民は、子どもと妊娠・出産・子育て期にあたる大人が対象となります。ただし、地域社会全体で次世代育成支援をするという視点からは、全ての市民をその対象として捉え、総合的な行動計画として策定しています。

【計画の位置づけ】

この計画は「松戸市総合計画」の部門別計画に位置づけられます。



第2章 計画策定の背景

1節 松戸市の位置と人口

【松戸市の位置】

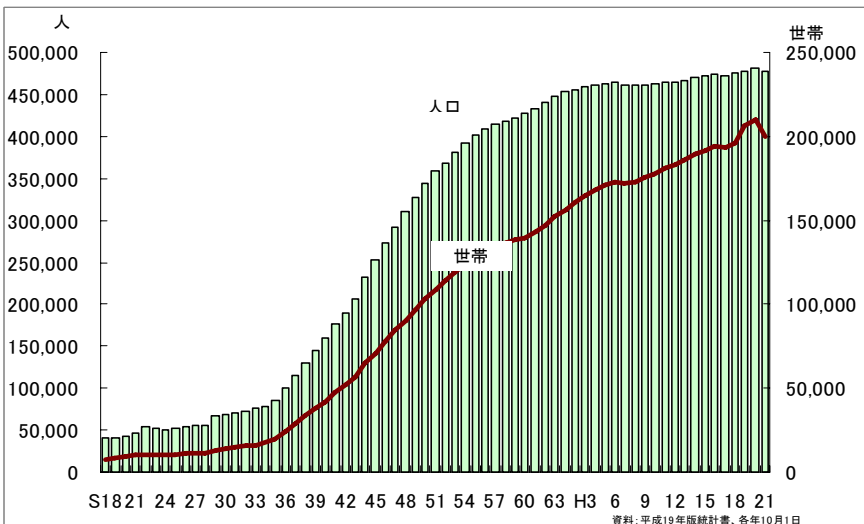
松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市・流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区・埼玉県三郷市に隣接しています。

【松戸市の人口】

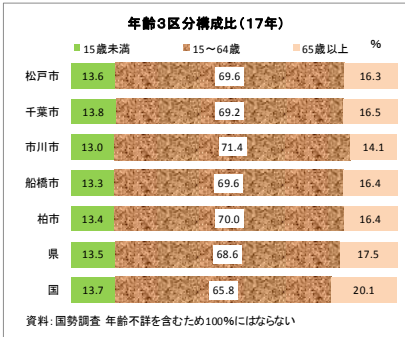
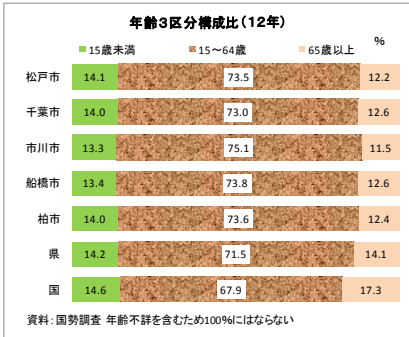
●人口と世帯数の推移

松戸市の人口は、平成21年(2009年)10月1日現在で484,194人となっています(千葉県常住人口調査)。昭和30年代から40年代にかけて大きく増加し、昭和55年(1980年)に40万人を突破しました。平成元年(1989年)に45万人を超え、一時減少しましたが、その後はわずかながらも増加を続けています。

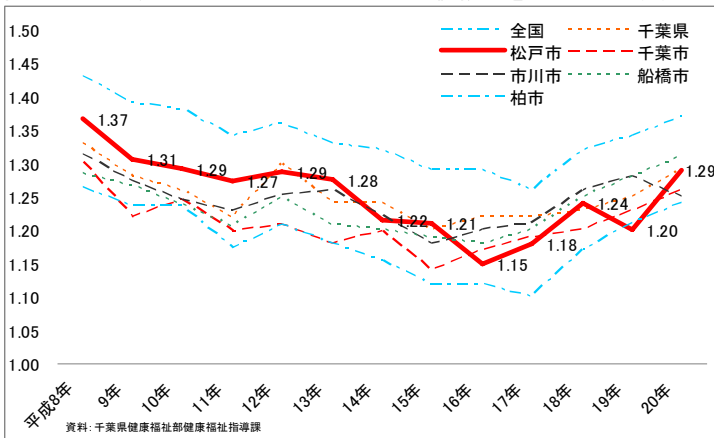
県内の人口規模が類似する船橋市、市川市と同様の増加パターンとなっています。



●年齢3区分構成比の推移(年少人口・生産年齢人口・高齢人口)
 高齢化率(65歳以上人口/総人口)は平成12年(2000年)の12.2%から17年(2005年)には16.3%となり4.1ポイントの上昇となっています。県全体よりははや低く、県内類似都市と同水準にあります。



●合計特殊出生率の推移
 松戸市の合計特殊出生率は、平成8年(1996年)の1.37から低下傾向にあり、平成19年(2007年)では1.20となりましたが、平成20年度(2008年)には1.29に回復しました。
 他市については、平成17年(2005年)からは回復傾向を示しています。



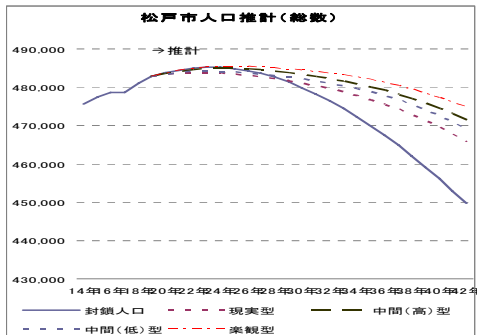
第2章 計画策定の背景

2節 今後の人口推計

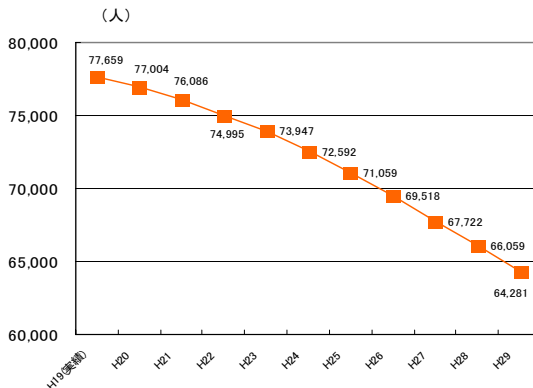
●人口推計

総数は、平成32年(2020年)において最大で楽観型の場合が約484,000人、最小で現実型の場合が約480,000人となった。基準年の平成19年(2007年)の約483,000人と大きく変わらない結果となりました。

年少人口比率(0～14歳人口／総人口)は、現在の13.5%から平成32年(2020年)には10%程度に低下し、高齢化率(65歳以上人口／総人口)は、現在の17.6%から約9ポイント上昇し27%程度になる見込みです。



●児童(18歳未満)の人口推計



●人口推計＝人口ピラミッド

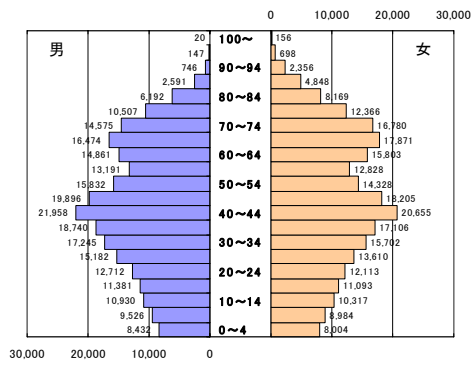
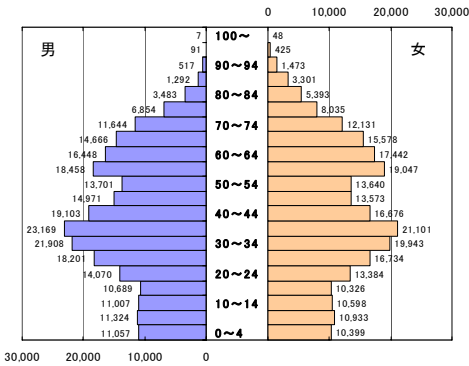
総数の現実型(推計1及び推計5)の場合の人口ピラミッドです。

平成19年(2007年)ではいわゆる団塊世代と団塊ジュニアの世代である35～39歳と55～59歳に2つの山があります。

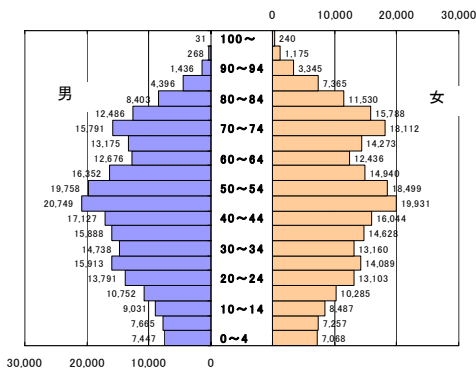
平成32年(2020年)と比べると、人口総数はほとんど変わりませんが、山が50歳前後と70歳代前半に移行するとともに、0～9歳の減少が目立ち、少子化が進行することになります。

H19 松戸市人口 482,845人

H26 松戸市推計人口 483,130人



H32 松戸市推計人口 479,628人



第2章 計画策定の背景

3節 子どもを取り巻く環境の変化

前期計画策定(平成17年3月31日)から現在までに、国の制度をはじめ、子どもを取り巻く環境は大きく変容しました

■放課後こどもプランの創設(平成19年3月14日通知)

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために文部科学省と厚生労働省が連携して総合的な取り組みを実施する制度です。市町村により、教育委員会管轄の放課後子ども教室と福祉担当部管轄の放課後児童クラブを一体的あるいは、連携して推進する事業として創設されました。

■障害者自立支援法の制定(平成18年4月1日)

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害を持つ子どもに対する制度やサービスを含めさまざまな制度が一元的に提供される仕組みを創設するため制定されました。

■学校教育法の改正による特別支援教育の推進

(平成19年4月1日)

学校教育法の改正により、特別支援教育が法的に位置づけられ、同時に文部科学省において、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進することとしました。

■認定こども園制度の創設(平成18年6月15日法制定)

幼稚園や保育所等において就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。

■幼稚園教育要領の改正、および保育所保育指針の改訂

(平成21年4月1日)

幼稚園教育要領においては、預かり保育・地域への子育て支援のための取り組みについて記載されました。また、保育指針においても保育内容・養護と教育の充実・保護者への支援・地域における子育て支援の役割・子どもの健康及び安全の確保等について明確化されました。

■児童福祉法の改正(平成21年4月1日)

・地域子育て支援拠点事業の推進

乳幼児の保護者の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、乳幼児とその保護者の交流の場としてそれまでに実施されていた地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業が一体化され、両事業の一層の連携をはかることとされ、児童福祉法に第二種社会福祉事業として明記されました。

・家庭的保育事業の推進

保育所の待機児童対策における保育所を補完する制度として児童福祉法に明記されました。

・一時預かり事業の推進

保育に欠ける児童だけでなく、育児の精神的負担の軽減等を目的として乳幼児を一時的に預かる事業が、児童福祉法に明記されました。

■育児休業法の改正(平成17年4月1日)

児童の育児のための休業が1歳6か月までに延長されました。また、一定範囲の期間雇用者も対象となり、子の看護休暇についても記載されました。

■児童手当法の改正(平成19年4月1日)

3歳未満児を養育している保護者に対する支給額が増額されました。(月額5000円から10000円)

■男女雇用機会均等法の改正(平成19年4月1日)

性別差別の禁止、妊娠・出産による不利益の禁止について記載されました。

■子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」が策定され、少子化社会対策基本法に基づく「大綱」として、閣議決定されました。『子どもが主人公(チルドレン・ファースト)』『少子化対策から子ども・子育て支援へ』『生活と仕事と子育ての調和』などの考え方の下に、安心して子育てのできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現に向けて、新たな具体的施策として①子ども手当への創設②ひとり親家庭への経済的支援の充実(父子家庭への児童扶養手当支給)③高等学校の実質無償化などが盛り込まれています。

第3章 市民意識調査の概要

調査の目的

松戸市「次世代育成支援行動計画」の後期計画の基礎資料とするため、市民を対象に子育て支援に関するサービスの利用実態及び意向等を把握し、保育サービスや地域子育てサービスなどの計画目標量を算定するとともに、次世代育成支援対策の現状を明らかにすることを目的とした市民意識調査を実施しました。（平成21年3月実施）

調査の種類と内容

調査名	主な設問内容
1.未就学児童保護者調査	①家族構成 ②保護者の就労状況 ③保育サービスの利用状況・利用意向 ④自治体に望む子育て支援 ⑤ワーク・ライフ・バランス
2.小学生の保護者調査	①家族構成 ②保護者の就労状況 ③放課後児童クラブ（学童保育）とその他のサービスの利用状況・利用意向 ④自治体に望む子育て支援 ⑤ワーク・ライフ・バランス
〔児童調査〕 3.小学5年生 4.中学2年生 5.高校2年生	①保護者との会話時間、家事などの手伝い頻度 ②自己評価 ③学校教育で役立つこと ④放課後や休日の過ごし方 ⑤悩みの相談相手 ⑥地域活動への参加状況 ⑦将来のこと ⑧松戸市に欲しいサービス
6.一般市民調査	①家庭や子育てに関する考え方 ②保育サービスへの公費負担について ③地域での子育て支援について

調査方法と回収結果

調査名	対象者	調査方法	対象者数(標本数)	回収数(回収率)
1. 未就学児童保護者調査	・平成14年4月2日以降に生まれた、0歳～6歳までの児童の保護者	・平成21年2月28日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出し、保護者宛に調査を依頼。 ・郵送による配布回収。	1,000人	483 (48.3%)
2. 小学生の保護者調査	・小学1年生から小学6年生までの児童の保護者 ・小学1年生 H13.4.2～H14.4.1生 ・小学2年生 H12.4.2～H13.4.1生 ・小学3年生 H11.4.2～H12.4.1生 ・小学4年生 H10.4.2～H11.4.1生 ・小学5年生 H9.4.2～H10.4.1生 ・小学6年生 H8.4.2～H9.4.1生	・平成21年2月28日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出し、保護者宛に調査を依頼。 ・郵送による配付、回収。	1,000人	440 (44.0%)
[児童調査]	・市内小学校(4校)の小学5年生	・平成21年2月28日現在の対象児童に対し、学校(対象校)を通じて、調査票を配布、回収。	510人	484 (94.9%)
3. 小学5年生	・市内中学校(2校)の中学2年生		503人	468 (93.0%)
4. 中学2年生	・市内高校(2校)の高校2年生		474人	431 (90.9%)
5. 高校2年生				
6. 一般市民	・平成21年2月28日現在で満20歳以上の松戸市民	・平成21年2月28日現在の住民基本台帳から対象者を無作為抽出。 ・郵送による配付、回収。	1,000人	386 (38.6%)

第4章 前期計画の達成状況

前期計画の達成状況

後期計画の策定にあたり前期計画(平成17~21年度)に定めた新規・拡大事業について達成状況を評価します。

地域人材の活用推進事業 (小学生、中学生を対象)	各小中学校において、地域に開かれた学習の協力を賛同していただいた人材のリスト表を整備し、教育委員会で一括管理しました。また、各小中学校において、人材リストを活用した授業を展開しました。
職場見学・体験促進事業 (主に中学生を対象)	事業者の協力を得ながら、職場見学、体験を実施し、社会参加(就職)への関心を高めることができました。
キャリア教育 (主に高校生を対象)	市立高校において、地元企業の人材を招き、後援会などで体験的な話を聞くことにより、自分自身の生き方や、職業観を明確化しました。
サタディコミュニティスクールの充実	市内の延べ5つの小学校(北部小学校、相模台小学校、柿ノ木台小学校、殿平賀小学校、稔台小学校)で3年間にわたって事業を実施しました。(北部、相模台、稔台は各1年間ずつ) 平成18年度以降は、その成果を生かし「放課後子どもプラン」に移行し、地域の教育力の掘り起しを図りました。
情報教育の推進	教育委員会、学校、社会教育施設等の学びの情報ネットワーク化の推進を図りました。インターネットを活用した授業を展開することができるようになりました。
スタッフ派遣制度の推進	小中学校の児童生徒の基礎学力の定着を図るために、スタッフ派遣を行い、よりきめ細やかな指導と特色のある学校づくりに役立てました。
企画展の開催	子どもが郷土の歴史・文化に触れ、理解を深め愛着をもってもらうため、市立博物館等において企画展を開催しました。
幼保小の連携の推進	子育てフェスティバル実行委員会として幼稚園及び保育園の団体が連携し、人的交流を図るとともに、情報交換しやすい環境づくりを行いました。また、小学校の入学にむけて、幼稚園・保育所と小学校の間で子どもの情報の共有化を図りました。
サービスに関わる保護者負担金の適正化の推進	保護者負担の適正化を図り、保育所保育料の保護者負担金と公金の財源負担割合が50:50になりました。放課後児童クラブの会費の低学年と高学年の格差の廃止に向けた検討を行いました。
小中学校の適正規模・適正配置の推進	適正規模・適正配置を実現するため、学校の統廃合を実施しました。統廃合した学校:根木内東小学校・古ヶ崎南小学校・新松戸北小学校・新松戸北中学校。 また、大規模校対策として東部小学校にプレハブ校舎を設置しました。

次世代参加事業	子育てマップを掲載した「まつど子育てガイドブック」作成し、広く子育て中の市民に配布しました。また、子育てフェスティバルのパンフレットにおいても地域の地図を掲載しました。 子育てビデオ／DVDについては、インターネットの普及等により情報提供が進んだことにより作成を見合わせました。 市内ホームステイ、職場参観を推進する事業については、事業者との協力体制構築に至らず実施できませんでした。
防犯ブザーの配布	防犯対策の一環として全市立小学校児童へ防犯ブザーを配付しました。緊急時の安全確保だけでなく、児童の安全に対する意識の向上を図りました。
学校の耐震化の推進	小学校、中学校、高等学校の耐震化工事を進め、児童生徒の安全を確保しました。
妊娠期からの継続した学習の取り組みの普及事業	小学校で実施している家庭教育学級の経験者を中心に中学校の家庭教育学級を実施し、子どもの成長に応じた子育て学習の機会を提供しました。
保護者の喫煙抑止の推進	育児教室や小学校、子育てフェスティバル等において、啓発を行い、子どもの健康被害防止に努めました。
保護者の性教育の推進	親が性についての正しい知識を子どもに伝えられることをねらいとして、パートナー講座等において啓発講座を行いました。
配布するリーフレットの工夫	より分かりやすく利用しやすいように、保健福祉課の発行している母子保健にかんするパンフレット等の内容について見直しを行いました。配布方法については、保健福祉センター、健康相談室等で母子健康手帳とともに保健師が直接面談しながら手渡しています。
子育てガイドブックの配布	子育てや教育など、市内の子育てに関する広い情報を提供するため、平成18年度に15,000部、平成21年度に15,000部を、市民健康相談室、市民課、各支所、子育て支援課等の窓口で配布しました。
ひとり親家庭の就労支援システム	子育て支援課にひとり親の自立支援員を配置し、相談に応じました。また、平成20年度から自立支援のためのプログラム策定員も配置し、ひとり親の就労および、所得増に向けた支援をおこない、自立したひとり親が増加しました。女性センターでは、ひとり親を含めた女性の就労支援講座を行いました。
(仮称)要保護児童等対策地域協議会の設置	松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会を設置し、毎年、実務者会議、および個別支援を行いました。児童相談所への送致数が大幅に減少しました。
児童家庭相談体制等の見直し	児童家庭相談体制の強化を図るため、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、相談環境と体制の見直しを実施しました。設置後、児童相談所への送致数が大幅に減少しました。

第4章 前期計画の達成状況

育児支援等家庭訪問サービスの創設	児童の養育について社会的な支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状態にある家庭に、支援員を派遣する育児支援等家庭訪問事業を、平成17年から開始し、児童虐待や不登校等の未然防止を図りました。児童相談所への送致数の減少につながりました。
若者塾の創設	子育て支援課の事業としては実施していませんが、商工観光課では、若者就労支援事業を行いました。また、青少年課では、中高生を対象とした青少年相談員のキャンプ事業を毎年開催し、コミュニケーション力の醸成等を図りました。
人と人をつなぐコーディネーターの育成事業	子育てフェスティバルの事業の中で「子育て支援者養成講座」を開催しました。
コーディネーターの設置	個人としてコーディネーターの設置はしていないが、「子育てフェスティバル実行委員会」に加入している子育て支援に関わる団体がコーディネーターとしての機能を果たせるように成長しました。その事業の中でコーディネーターとしての研修等を実施しました。事業名の変更が必要と思われます。
子育て支援ネットワークの設置	3か所の各保健福祉センターにおいて地区ごとに実施しています。育児支援団体等と保健センターによる会議を実施し、ネットワークを強化しました。
保育所の整備	公立保育所の定員を増員しました。また、民間保育園2園設置し、待機児童の解消に努めました。保育所の待機児童が減少しました(平成21年4月現在で待機児童が6人)。
延長保育サービスの拡大	36か所で延長保育サービスを実施し、保護者の多様なニーズに対応しました。
夜間保育サービスの創設	職員配置およびコスト面による理由により、実施には至りませんでした。
休日保育サービスの確保	職員配置およびコスト面による理由により、実施には至りませんでした。
一時保育サービスの拡大	一時保育については需要が高いため、公立保育所、民間保育園合わせて6か所で実施し、サービスの拡大を実現しました。また、民間保育園の独自事業としての一時保育サービスも拡大されました。
公立保育所の民営化の推進と適正コストでの運営	民営化の推進を図り、5か所の保育所を民間に業務委託し、そのうち1か所を平成21年4月に民間へ移管し、公立保育所を少ないコストで運営することができました。

児童の総合施設の検討	平成21年度より、認定子ども園として1か所認定されました。
放課後児童クラブ整備	平成21年度、全小学校区内44か所の設置目標を達成しました。これにより、保護者が就労等により昼間家庭にいない低学年の児童の安全を確保しました。今後は、バリアフリー等による改修のための整備を進める必要があります。
居場所づくり	つどいの広場事業として、「おやこで広場」を市内全域に、当初計画5か所を大幅に上回る12か所設置しました。市内全域で親子の交流、育児相談、子育て支援にかかわる情報の提供等が実施されました。 こども館事業として中高性の居場所づくりの一環として開設時間の拡大を実施し、利用者が大幅に増加しました。 公民館事業として、小中学生のための居場所づくりに努め、利用者が増加しました。
統合教育・養育の拡大	放課後児童クラブ事業において、障害児の受け入れ時の補助基本額の増額や指導員の研修実施により、障害児受け入れ態勢を強化しました。 幼稚園に対し、障害児を受け入れ時に補助を支給しました。
小児医療体制の充実	平成18年4月、小児の初期急病に円滑に対応するため、衛生会館内で開設していた夜間小児救急診療所を、「夜間小児急病センター」として松戸市立病院敷地内に設置しました。松戸市立病院との連携、松戸市医師会の協力の体制が充実されました。
交通バリアフリー化の推進	子育て中の人などの移動の利便性を確保するために、「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点地区内の整備を行いました。

第5章 行動計画の理念と方向

1節 基本理念

- 常に子ども本位に考えます
- 地域のゆるやかな連携のために、こころのつながりを重視します
- 多様な状況を認め合い、多様な価値観を尊重し合います
- 計画策定後も評価システムにより恒常的にサービスの最適化を図ります

2節 基本目標

I 子どもにとって安らげる家庭・家族であること

子どもは生まれたときから家族の一員であり、家族の下で健やかに生まれ、成長していくことで、子ども自身が、家庭や家族のなかで尊重されているという実感を持てるようになります。家庭・家族の状況に応じた多様な支援により、子どもが育つことや子どもを産み育てるという営みを市全体で応援していきます。

II 子どもから広がる地域づくり

地域には、学校以外にも子ども会や習い事、スポーツ少年団など子どもたちが参加している様々な活動があり、地域の人々が子どもに関わっています。こうした子どもたちの活動には地域の人をつなげ、あらためて地域の活性化や地域の教育力向上を進める力があると考えられます。子どもたちの活動から地域の連携が推進されるよう支援していきます。

III 全ての子どもが自分らしい夢を持てるようになる

全ての子どもはそれぞれの夢や目標を持ち、それに向かって成長していく力を持っています。子どもが、自分らしい生き方を求めて成長していくために、親や先生だけでなく、多くの大人と多くの友人や先輩に出会い、いろいろなことを体験し感じることで、子どもたちがその力を大きく発揮できるような支援を進めます。

IV 全ての子どもが健やかに成長する

生まれたときからすべての子どもが健やかに成長できるよう、年齢や性別、ハンディキャップの状況、それぞれの家庭に置かれた状況などの必要に応じて子どもへの支援



子どもにとって
安らげる
家庭・家族であること



子どもから広がる
地域づくり



全ての子どもが
自分らしい
夢を持てるようになる

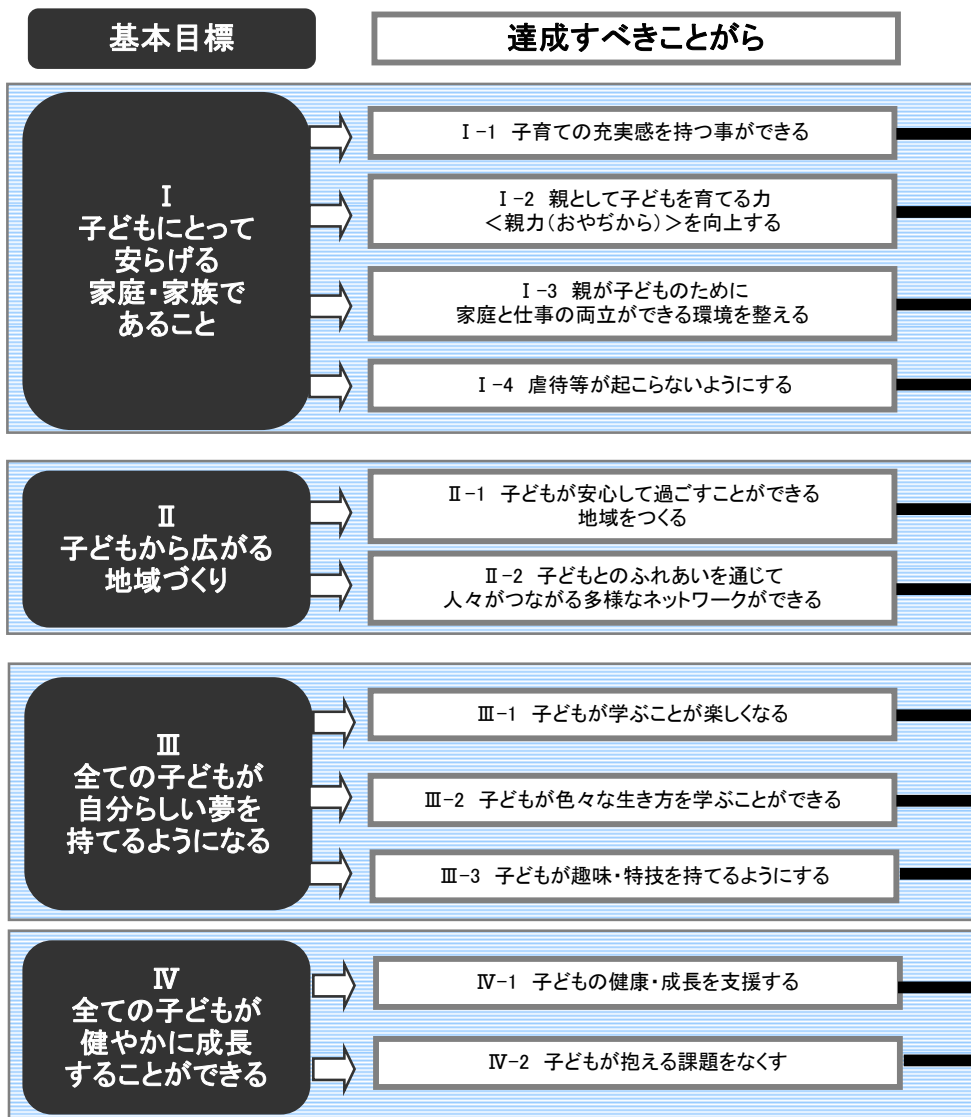


全ての子どもが
健やかに成長する



第5章 行動計画の理念と方向

3節 施策の体系



施策の方向

■ I-1-① 親が楽しく子育てし続ける ■ I-1-② 子育ての負担感を軽減する

■ I-2-① 相談支援が受けられる場をつくる
■ I-2-② 生活基盤安定のために経済的支援をする

■ I-3-①親が働いている家庭を支援する ■ I-3-②これから働きたい人のための支援をする
■ I-3-③子育てのための雇用環境・就労支援をする

■ I-4-①虐待を防止するための仕組みを整える ■ I-4-②発見後の対応・支援の仕組みを整える

■ II-1-①子どもがのびのび遊べる地域をつくる ■ II-1-②大人が子どもを見守る地域をつくる

■ II-2-①乳幼児の広場から広げるネットワークづくりをする
■ II-2-②学区から広げるネットワークづくりをする

■ III-1-①子どもの学ぶ力を向上させる ■ III-1-②目標に挑戦する力を持たせる
■ III-1-③学び続けるために経済的支援をする

■ III-2-①子どもが将来の仕事を見つけるために色々な体験をする
■ III-2-②いい友達や先輩に出会うために年齢や地域などを越えた交流を推進する

■ III-3-①感性等を習得するための活動を推進する ■ III-3-②子どもが地域の活動に参加できる

■ IV-1-①子ども・妊産婦の健康を守る ■ IV-1-②障害のある子どもの健やかな成長を支援する

■ IV-2-①要保護児童を支援する ■ IV-2-②子どもの不安や悩みを解消する
■ IV-2-③思春期の子どもに対する支援をする